

# 再就職に伴う年金の一部支給停止について

平成29年4月から、再就職に伴う年金の一部支給停止額の計算に使用する支給停止調整額が「47万円」から「46万円」に改定されました。

再就職している皆様へ

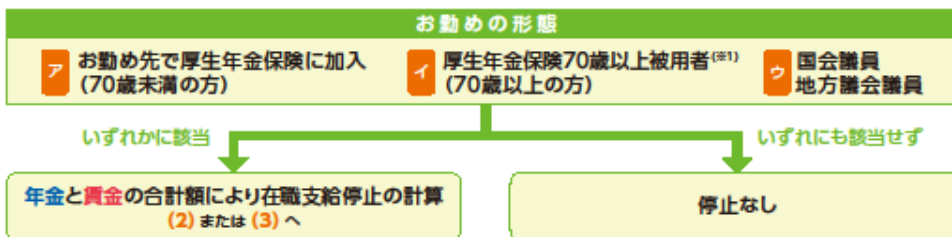
## 再就職している皆様へ



### 1 お勤めされている間の年金の停止 (在職支給停止) について

#### (1) お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。



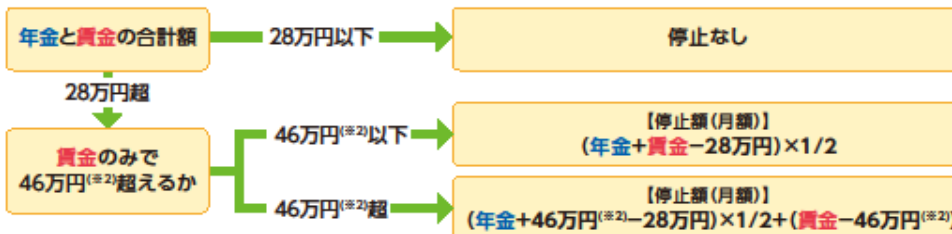
※1 70歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に使用される方となります。

**年金** (退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12  
 職域年金相当部分(経過的職域加算額)、  
 経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

**賞金** 標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)  
 標準報酬月額は 2 を、  
 直近1年間の標準賞与額は 3 を参照してください。

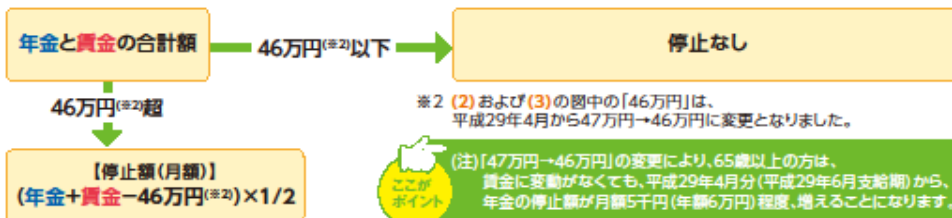
#### (2) 65歳未満の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賞金の合計額が28万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。



#### (3) 65歳以上の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賞金の合計額が46万円<sup>(※2)</sup>を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。



※2 (2) および (3) の図中の「46万円」は、平成29年4月から47万円→46万円に変更となりました。



(注)「47万円→46万円」の変更により、65歳以上の方は、賞金に変動がなくても、平成29年4月分(平成29年6月支給期)から、年金の停止額が月額5千円(年額6万円)程度、増えることになります。

## 2 標準報酬月額について



### (1) 標準報酬月額

- ・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- ・1等級(8万8千円)～31等級(62万円)に区分された等級の金額です。
- ・毎年、事業主(勤務先)から年金事務所へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- ・定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ・6月以前の改定…当年8月まで ・7月以後の改定…翌年8月まで

※標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

### (2) 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

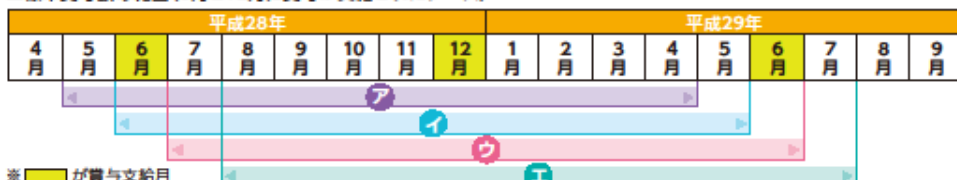
## 3 直近1年間の標準賞与額の範囲について

### (1) 標準賞与額

- ・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- ・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

### (2) 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)



- |  |  |
|--|--|
| 平成29年6月支給期(4・5月分)の在職支給停止の計算に使用する標準賞与額の範囲 | 平成29年8月支給期(6・7月分)の在職支給停止の計算に使用する標準賞与額の範囲 |
| 4月分(ア)の範囲(平成28年5月～平成29年4月の賞与が対象)         | 6月分(ウ)の範囲(平成28年7月～平成29年6月の賞与が対象)         |
| 5月分(イ)の範囲(平成28年6月～平成29年5月の賞与が対象)         | 7月分(エ)の範囲(平成28年8月～平成29年7月の賞与が対象)         |

(注)平成29年8月支給期(6・7月分)において、日本年金機構から平成29年6月の標準賞与額の情報提供が遅れた場合は、平成28年6月と12月の標準賞与額(イ)を仮に使用して在職支給停止を計算し、10月支給期以降に差額を調整します。

## 4 被用者年金制度の一元化に伴う 配慮措置(65歳未満)の終了時期について

民間会社等に勤務されている65歳未満の方の在職支給停止の計算においては、平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、在職支給停止の基準額が47万円から28万円に変更されました。

この基準額変更後の在職支給停止の計算では、一元化前と給料等が同じ条件で勤務されていても、年金の停止額が大幅に増えてしまうため、激変緩和のための配慮措置が設けられました。

この配慮措置の適用条件と終了時期は、以下の図のとおりとなります。

被用者年金制度の一元化(平成27年10月1日施行)前から配慮措置適用

① 退職共済年金の受給権発生 かつ ② 引き続き厚生年金保険の被保険者

次のいずれか早い時期に配慮措置終了

① 65歳に到達 または ② 勤務先(民間会社・地方自治体等)の事業主が資格喪失届を提出したとき<sup>(※)</sup>

※人事異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により、勤務先が年金事務所に資格喪失届を提出し、配慮措置の適用が終了する場合があります。人事異動等による資格喪失届の取扱いにつきましては、勤務先にお問い合わせください。

## 5 短時間労働者に対する厚生年金保険の 適用拡大について

### (1) 短時間労働者への在職支給停止の適用

厚生年金保険は、原則、週30時間以上働く方に適用となりますが、週20時間以上働く短時間労働者<sup>(※1)</sup>に対しても、以下の要件を満たす事業所にお勤めされている場合、新たに厚生年金保険の適用となり、在職支給停止の計算の対象となりました。

■短時間労働者に対して厚生年金保険が適用される事業所

事業所の被保険者数(常勤)	被保険者数以外に必要な要件	厚生年金保険適用拡大日
501人以上の事業所	なし	平成28年10月1日
500人以下の事業所	以下のアまたはイを満たす事業所であること ア 労使合意(労働者の1/2以上と事業主が社会保険に加入することに合意)のうえ、その申し出を行った事業所 イ 地方公共団体に属する事業所	平成29年4月1日

※1 短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の3/4未満で、以下の要件をすべて満たす方です。  
①週の所定労働時間が20時間以上であること ②雇用期間が1年以上見込まれること  
③賃金の月額が8.8万円以上であること ④学生でないこと

### (2) 65歳未満で障害者特例・長期加入者特例<sup>(※2)</sup>が適用されている方への経過措置

- 障害者特例等により定額部分等の加算がある年金は、厚生年金保険の被保険者である間、定額部分等の加算は停止されます。
- 以下の要件を満たす短時間労働者には、申し出により、定額部分等が停止されない経過措置が適用されますので、申し出を行っていない方は、給付課調査係(電話:03-3261-9846)までご連絡ください。

【経過措置の適用要件(以下のアおよびイを満たすこと)】

- ア 適用拡大日(平成28年10月1日または平成29年4月1日)前から障害者特例等が適用されている。
- イ 適用拡大日前から引き続き短時間労働者として同一事業所に勤務しており、短時間労働者に対する適用拡大により、新たに厚生年金保険の被保険者となった(上記アの労使合意の場合は、事業所が平成30年4月30日までに社会保険加入の申し出を行うことが必要です。)

※2 65歳未満の退職共済年金または老齢厚生年金には、厚生年金保険の被保険者ではなく、以下のいずれかの要件を満たす場合、定額部分と加給年金額が加算される特例があります。  
①障害者特例…障害共済(厚生)年金の1級から3級に該当する程度にある方  
②長期加入者特例…組合員期間が44年(組合員以外の期間を含みません。)以上ある方

## 6 よくあるお問い合わせ

問1 働いて収入を得ることによって、なぜ年金が減額されなければならないのですか。

答 老齢厚生年金及び退職共済年金は、退職により、所得の稼得能力が失われた方に対する所得保障を目的として支給されるものです。

したがって、

- ① 再就職により稼得能力がある方に対して、無条件にこれらの年金を支給することは、退職後の所得保障としての給付であることにそぐわないこと
- ② 若年世代の保険料負担が上昇していく中で、稼得能力がある方が満額の年金を受けることは、若年世代の理解を得にくいことから、その方の給与等の所得に応じて、年金の一部を停止することとされております。

問2 標準報酬月額には、通勤手当が含まれるのですか。

答 標準報酬月額を決める場合に、そのもととなる報酬には、残業手当、通勤手当など労務の対償として受けるものすべてを含みます。

問3 支給停止調整額(46万円)は、どういう理由に基づいた金額ですか。

答 支給停止調整額は、厚生年金保険の被保険者のうちの現役男子の平均賃金です。

再就職に伴う年金の一部支給停止は、賃金と年金の合計額が現役男子の平均賃金に達するまでは、満額の年金を支給することとし、これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金1を停止することとしているものです。

この支給停止調整額は、名目賃金変動率(物価変動率に実質賃金変動率等を乗じたもの)に応じて改定されることとなっています。平成28年の名目賃金が下落したため、平成29年4月に47万円から46万円に改定されたものです。